

九 第42条の10《沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>42の10 - 9 <u>削 除</u></p> <p><u>(事業化設備等のリース税額控除等の取扱いの準用)</u> <u>42の10 - 13の2 42の6 - 15の2 及び42の6 - 15の3の取扱いは、措置法第42条の10第2項の規定の適用について準用する。</u></p>	<p><u>(被合併法人から受け入れた特定事業化設備等に係る税額控除)</u> 42の10 - 9 <u>被合併法人がその取得等をして特定事業の用に供した特定事業化設備等につき減価償却費を計上せず、かつ、措置法第42条の10第1項の規定の適用を受けない場合において、合併法人が当該被合併法人から受け入れた当該特定事業化設備等について同項の規定の適用を受けたときは、基本通達4 - 2 - 17の(1)及び(2)に掲げる要件を備えているときに限り、その適用を認めるものとする。</u> <u>(注) 合併に際し、被合併法人が有する措置法第42条の10第4項に規定する繰越税額控除限度超過額を合併法人に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>